

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 大府市発達支援センターおひさま	種別：児童発達支援センター	
代表者氏名：東 千恵子	定員（利用人数）：30名（30名）	
所在地： 愛知県大府市江端町六丁目19番地		
TEL： 0562-47-7834		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和50年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 愛光園		
職員数	常勤職員：12名	非常勤職員：14名
専門職員	（センター長）1名	（児童発達支援管理責任者）1名
	（保育士）10名	（児童指導員）4名
	（作業療法士）1名	（理学療法士）1名
	（臨床心理士）1名	（音楽療法士）1名
	（栄養士）1名	（調理員兼用務員）2名
	（医師）2名	（事務職員）1名
施設・設備の概要	（居室数）4室	
	（設備等）プレイルーム・トイレ	和室・ボールプール・厨房
	スタッフルーム・相談室	

③理念・基本方針

★理念

- ・法人 私たちは、誰もが人間としての尊厳が保たれ、安心して共に生きる社会をめざします。
- ・施設・事業所 心身の発達につまずきのある乳幼児一人ひとりに対してよりよい支援を行い、集団の中で生活し、子どもの成長・発達を促します。

★基本方針

- 私たちは、日々の療育を通して
1. 子どもたちが安心して成長・発達ができ、将来自分らしく自律した生活ができる力をつけていく支援をします。
 2. 家族が子どもと向き合い、主体的な子育てができるように支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

・おひさまでは全ての学習の基礎は“人への信頼感”だと考えます。おひさまを出た後、様々な教示を大人から受け、様々な刺激を友達から受けるためです。聞く耳を持ち、折り合う練習を乳幼児期からしていきます。

そのためには、子ども自身がしっかり思いを表出し、受け止めてもらった経験を積む必要があります。その受け止め役は親御さんを始めとしたご家族であり保育者です。そして、親御さんにとっても子どもへの理解と共に体験的に関わりのコツを学ぶことで、子どもからのポジティブなレスポンスが得られ、親子の愛着関係がより良くなります。

この時期は、これから続く子育てに対して、ほのかな自信を持つための重要な時期と言えます。そのためにおひさまでは、親子クラスを設定し、より良い親子関係を築けるよう支援をしています。また、その親子なりの関係が築けた先にはタイミングよく分離することも重要であると考えます。

そのようなスモールステップを踏めるよう、単独クラスも設定しています。保護者のいない単独クラスで保育者との愛着関係を築き、友達同士関わりあいながら自分の思いの発信や人と折り合う経験をしていけるよう支援をしています。

・身体づくりはとても重要と捉えています。特に発達につまずきがある場合、機能的な課題だけでなく感覚的な課題をもつ子が多く、それが身辺自立・対人・コミュニケーションなど全ての発達に影響を与えています。

おひさまでは作業療法士を常勤で配置し、感覚統合の個別療育を行うと共に、クラス担任も感覚統合の知識を一定程度持ち、活動や子どもの見立てに役立てています。

・移行支援は療育施設で行う重要な支援の1つです。特に保護者が進路決定をするプロセスが大切。“よくきく”ことで保護者の想いを受け止めつつ、『子どもにとって』を保護者が考えられるよう、まずは子どもの特徴や性格、発達状況をつぶさに捉えて保護者と日々のコミュニケーションの中で共有します。

進路に関して適宜必要な情報をお伝えしつつ、職員会議で常勤職員全員で議論した進路に関するおひさまの見立てを、根拠と共にお伝えしています。また、様々な進路を選んだ先輩保護者の話を聴く機会を設定したり、選択肢にあげている移行先の見学をしたりして、なるべく保護者自身が“みる・きく”をしながら実感し、考える材料にして頂けるよう関係機関との調整など連携を取ります。

それらを踏まえて保護者がしっかり迷って悩んで出した結論に対しては最大限の後押しをします。保護者にとってこのプロセスこそが、今後ターニングポイントで必ずくる進路選択に対応できる力に繋がると考えます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年4月24日（契約日）～ 令和8年3月24日（評価確定日） 【令和7年12月2日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	3回（令和3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念と職員一人ひとりの結びつき

全職員に、法人の基本理念・基本方針が記載された「クレド」が配付されている。月1回の会議の際、基本理念と自身のエピソードとを併せた話を職員にしてもらうようにしており、理念が職員一人ひとりと結びついている。

◆市全体を対象にした地域ニーズの把握

大府市の「障がい児福祉計画」の策定に、管理者が自立支援協議会のこども部会の委員として関わっている。地域ニーズの把握は、行政と共同で3年に1度、0歳から18歳までの手帳保持者の保護者対象にアンケート調査を実施している。これらから、市の全域を対象とした的確なニーズ把握が可能となっている。

◆丁寧な支援の実践

子ども一人ひとりへの支援が丁寧に記録され、誰が関わっても切れ目なく同質の支援を提供できる仕組みが整っている。また、地域に開かれた施設として子育ての悩みを相談しやすい環境があり、ボランティアグループと連携した「おもちゃ図書館」を通して、保護者と職員とが自然に関係を築けることも、施設利用の第一歩を踏み出しやすくする大きな強みとなっている。

◇改善を求められる点

◆文書化・明文化

評価結果に対する改善計画の作成や改善の取り組みまでの文書化、実習生等の研修・育成のための基本姿勢の明文化、学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化等々、基本的な部分が欠落しているケースが散見された。文書化、明文化で課題が残る。

◆万一来に備えた取組み

SIDS（乳幼児突然死症候群）について、職員自身の理解をさらに深めることを期待したい。また、万一来の大規模災害に備えた避難方法・訓練の見直しに取り組むことで、より安心して利用できる体制につながる。今後のさらなる充実に期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は評価頂きありがとうございます。事業を総合的に振り返る機会となりました。また、定期的に同じ評価機関でお世話になることで、前回との比較もでき、改善されている点と課題の把握がしやすいです。今回ご指摘があった中で、来年度は文書化・明文化に取り組みます。実習生とボランティアの受入マニュアルはあっても、大切な基本姿勢が明文化されていなかったり、職場体験や研修の受け入れに関してはマニュアルがなかったため、それらを整備し内容の充実も図ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
＜コメント＞ 法人のホームページに、法人・事業所の基本理念が掲載されている。全職員に法人の基本理念・基本方針が記載された「クレド」が配付されている。月1回の会議の際、基本理念と自身のエピソードとを合わせた話を職員にってもらうようにしている。保護者には、5月の保護者会総会にて、事業所の基本方針や概況等が記載された「運営要覧」を配付して周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
＜コメント＞ 知的障害者福祉協会、社会福祉法人経営者協議会、自立支援協議会等から情報を収集している。市の「障がい児福祉計画」の策定に、自立支援協議会のこども部会委員として関わっている。地域ニーズの把握は、行政と共同で3年に1度、0歳から18歳までの手帳保持者の保護者対象にアンケートを実施している。毎月の月次決算報告書で、利用者延べ人数、利用率、コスト分析等を行っている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
＜コメント＞ 保護者の就労保障、コミュニケーションツールの提供、中核的な役割を担う人材の育成が課題となっており、終礼や職員会議で共有している。通園の併行先への送迎やコミュニケーションツールの選定、相談支援専門員や託児担当職員の確保等の取組みが行われている。経営面では、法人の経営小委員会で課題を共有している。経営状況について、職員周知に関しては改善の余地がある。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
＜コメント＞ 法人として「愛光園中期計画（令和5年～令和7年）」が策定されている。基本方針、ミッション、アクションプランが記載され、年2回進捗状況が確認されている。事業所としての中・長期計画が無いため、今後検討されたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	②・b・c
＜コメント＞ 法人の中期計画に沿って、「権利擁護の推進 人材の確保、定着、育成」、「地域生活支援体制の再構築」といった具体的な内容が事業所の事業計画に記載されている。さらに、「事業計画工程表」に、実施事項、目標、アクションプラン、達成基準、担当者、予定の記載もあり、実行に移しやすいものとなっている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 12月の職員会議で職員から意見を聴き、事業計画の内容の絞り込みを行っている。策定された事業計画を入園式後の全職員会議で周知している。年度末までに「事業計画工程表」が作成され、毎月の法人の経営小委員会で進捗状況を報告している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 5月の保護者会総会で、事業計画の資料を配付して説明している。設備や療育の内容について、保護者からの質疑もあった。国外にルーツを持つ保護者は、翻訳アプリを使って読んでいるとのことであるが、保護者に分かりやすく説明した資料の作成等、今後の検討課題となる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 4年に1回、第三者評価を受審している。受審しない年は、「児童発達支援ガイドライン」に基づいた自己評価を12月に実施し、評価結果を検討している。自己評価の改善点は事業計画に盛り込み、改善に向けて取り組んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 「児童発達支援ガイドライン」に基づいた事業所評価を行い、職員会議で討議をしている。評価結果の原案を作成し、職員が確認をして公表している。評価結果の改善計画の作成や改善の取組みまでの文書化は確認できなかったため、今後の取組みに期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 管理者の業務については、法人の規定集に明記されている。4月初めの全職員会議で役職者の役割について説明をしている。また、「おひさまだより」にも管理者としての言葉を掲載している。不在時の権限委任については、記載されたものが確認できなかったため、全職員が把握できるよう文書化されたい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ	b・c
<コメント> 遵守すべき法令等は、愛知県知的障害者福祉協会から情報を得ている。全職員に職員会議や終礼で周知することと併せ、虐待防止、身体拘束適正化、感染症、食中毒、BCP（事業継続計画）といった義務化された研修についても管理者（施設長）、副施設長で行う「コア会議」で確認をしながら実施している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> 個別支援計画のアセスメント、原案作成、個別支援計画会議、計画の修正、計画の説明・実施といったプロセス管理も児童発達支援管理責任者と共に行っている。また、週1回の職員会議の他、月1回の単独クラス、親子クラスの会議に参加し、支援内容についての意見交換を行っている。「令和7年度研修計画」を作成し、職員に必要な研修を実施している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<コメント> 法人の経営小委員会が月1回開催され、人事・労務・財務等について資料を作成し、共有している。働きやすい環境整備のために、ICTの導入を行った。また、職員自身が子どもたちの将来の姿を知る観点から、法人内の障害者施設の見学や異動を奨励している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b・c
<コメント> 正規職員は、法人が採用している。就職・採用情報サイトの活用、学校訪問、就職フェアへの参加等、人材確保に向けて取り組んでいる。非正規の準職員やパート職員の確保は事業所が行っている。中途採用は年間を通して実施され、法人の企画総務が育成を担い、新規採用者の研修を行っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 「職員人事考課規程」に基づいて人事考課が実施されている。「期待する職員像」は全職員に配付されている「クレド」に明記されている。職員が、「自ら将来の姿を描くことができる」という点は課題となっており、現在進められている人事システムで、将来の姿を描くことができるように改善される予定である。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の悩み相談は、産業医の月2回の法人訪問の際に可能である。民間の福利厚生サービスと契約し、冠婚葬祭等に対応している。職場内でも歓送迎会や忘年会が実施され、職員の親睦が図られている。有給休暇の取得や時間外勤務はデータで管理し、職員の就業状況を把握している。ただ、有給休暇の申請書に理由の記載欄があったが、有給休暇を取りやすくするために再考されたい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人のキャリアパスが示されている。人事考課の面談後、「目標取組シート」を使用して9月から1年間の目標を設定している。職能要件を中心にした目標を職員一人ひとりが設定している。5月から6月が目標管理の中間面談となっており、9月に目標の達成度を確認している。人事考課の時期とずれが生じているため、人事考課には目標の達成度は反映されていない。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>前年度の研修計画の見直しを実施し、当年度の研修計画を策定している。児童発達支援センターに必要とされる専門技術や専門資格が基本方針に記載されておらず、業務に生かすための研修後の効果測定も実施されていない。PDCAサイクルのいくつかのプロセスに綻びが見られ、改善の余地がある。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの専門資格の取得状況等は、研修計画に記載されている。1クラス3人の担任制をとっており、新任職員には、児童発達支援管理責任者だけではなく、クラスの職員からもOJTが実施されている。さらに、「メンター研修」を導入し、事業所ごとに毎月面談を実施している。外部研修の案内を回覧し、参加を勧奨している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受入れマニュアル」と「実習プログラム」を作成し、実習生を受け入れている。また、クラスの経験の長い職員から実習生の受入れの方法について学ぶことができる。実習生等の研修・育成のための基本姿勢は明文化されていないため、今後の取組みに期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページで、基本理念、運営の目的、事業計画、事業報告、予算、決算、支援プログラム、児童発達支援評価表等を公開している。苦情解決の情報については、プライバシーに配慮しながら公表されたい。また、第三者評価結果を法人の（もしくは事業所の）ホームページで公表されるよう検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「経理規程」により、事務、経理、取引等のルールが定められており、その内容は職員に周知されている。物品購入時は「購入伺い」で管理者が確認している。また、外部の専門家である公認会計士が定期的に監査支援を行っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 基本理念の中に地域との関わり方の基本的な考え方が明記されている。社会資源はファミリー・サポートセンターや病院、公園等であり、クラスに掲示している。地域の人たちとの交流は、各種の行事を通して行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> ボランティアを積極的に受け入れている。利用児関係者が、保育補助として定期的にボランティアを行っている。学校教育に協力し、中学生の職場体験を受け入れている。「ボランティアの受入れ」に、受入れのための基本姿勢は明記されているが、学校教育等への協力については、基本姿勢が明文化されていないため検討されたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 必要な社会資源については、電話帳の中に入れており、職員に対して情報の共有も図られている。自立支援協議会、石ヶ瀬地区ネットワーク会議、園長会、要保護児童対策地域協議会等に参加しており、関係機関との連携が行われている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 年に1回法人として、手をつなぐ育成会、本人、家族参加の「運営協議会」を開催している。また、民生委員児童委員の見学会を受け入れている。その中で、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握ができるように取り組んでいる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 地域貢献に関わる活動として、高校の見学実習を受け入れを行い、要請のある講演会の講師を担っている。また、福祉避難所として大府市と協定を結び、被災時に福祉的な支援が必要な地域住民に対して受け入れができるよう体制を整えている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「人と関わる力」や「人を好きになる」、「自立して生きる」、「助けを求める力」等を育む支援を行っている。入園・進級式では全職員が理念を共有しているが、子どもへの接し方で職員間に認識のずれがあることを課題として捉えている。今後は、共通理解の深化や関わり方の統一を進め、理念を実践に活かすことが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシーや尊厳を尊重する配慮が徹底されている。着替え時にはパーテーションで仕切る等、外部からは見えないように工夫し、身体測定も裸で行わないよう配慮している。また、虐待防止や身体拘束禁止に関する研修を職員対象に実施し、日々の保育実践に活かしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>それぞれの利用形態に応じたパンフレットを用意し、保護者への情報提供に工夫がみられる。見学時には丁寧な対応がなされ、必要に応じて個別説明や懇談も行われている。保護者一人ひとりの理解や安心につながる取組みが評価できる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用開始時にオリエンテーション等を通して丁寧な説明を行い、保護者が安心して利用を始められるよう配慮している。また、国外にルーツを持つ利用者に対しては、アプリケーションの活用を勧める等、理解を促すための工夫がなされており、誰にとっても分かりやすい支援体制づくりが進められている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>転園時の資料に、食事・排泄・身支度・対人関係等、各場面ごとの配慮事項を細かく記載しており、就学時の引継ぎ資料も同様に丁寧に整えられている。家族全体への支援が必要なケースでは、これらの資料が有効に機能し、スムーズな転園につながった例もあり、この取組みは高く評価できる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者会主体のアンケートと、事業所主体で結果をホームページに公開するアンケートを、それぞれ年1回実施している。得られた意見や要望は、次回の計画作成や療育内容の改善に反映されており、保護者の声を大切にする姿勢がうかがえる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの苦情に対して対応策を検討し、その結果をアプリ配信で保護者へフィードバックしている。また、玄関に意見箱を設置することで、誰もが意見を述べやすい環境づくりにも取り組んでいる。こうした姿勢が、保護者との信頼関係づくりに寄与している。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · b · c
<コメント> 日頃から保護者への個別の声掛けや情報交換を行っており、相談事を早期に拾いやすい体制が整えられている。バス通園の家庭にも週1回の親子通園日を設け、対面でのやり取りを確保し、相談や意見を述べやすい環境づくりがなされている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a · b · c
<コメント> 保護者からの相談や意見を職員会議で共有し、会議に参加できない職員へは「連絡帳」等を通して周知している。また、連絡事項を確認した職員が一言コメントを残すことで、周知状況を明確にしている。さらに、緊急性の高い事項は終礼で迅速に伝達しており、情報共有の体制が整っている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a · b · c
<コメント> 「ヒヤリハット報告書」に小さな気づきも記載し、事故の未然防止に努めている。病院受診が必要な場合は、年数回の発生に留まっている。屋外遊具は専門業者が年1回点検し、室内環境や玩具については週1回職員が点検している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a · b · c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」を整備し、発生時には各部屋のドア掲示で周知し、感染の拡大防止に努めている。各感染症の症状は、アプリで配信して注意喚起を行っている。日頃の室内や玩具の消毒はアルコールを用い、週1回程度は次亜塩素酸ナトリウム溶液での消毒も行う等、感染症対策が適切に実施されている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a · b · c
<コメント> 市の指定福祉避難所に選定されており、マニュアル整備やBCP（事業継続計画）策定が行われている。備蓄品は子どもが食べやすいものを選び、ローリングストック方式で管理されている。また、非常食を実際に試食する機会も設けられており、災害時に備えた実践的な取組みが評価できる。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a · b · c
<コメント> 個別支援が中心のため、標準的な実施方法のマニュアル化は難しいが、虐待防止、身体拘束適正化、個人情報保護についてはマニュアル化され、職員に周知されている。個人の支援計画も職員間で共有されているが、非正規職員への周知方法の見直しが今後の課題となっている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a · b · c
<コメント> 個別支援が中心であるため「標準的な保育方法」を一律に定めることは難しいとされている。一方で、場面ごとや子どもの特性に応じた望ましい関わり方を示すマニュアルが整備されることで、職員間の対応がより揃いやすくなる。今後は、理念を基盤にした具体的な対応指針づくりが進むことを期待したい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保護者が「アセスメントシート」を年1回家庭で記入し、担任が内容を振り返って検討している。しかし、現行の様式は「できていることに○をつける方式」で、全てに○がつきやすく、次の段階を見据えた計画が立てにくい点が懸念される。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 「アセスメントシート」を、保護者が年1回家庭で記入し、その内容を担任が振り返って検討している。個別支援計画は4月に作成し、期ごとに振り返りを行い、評価結果を計画に適宜反映させている。計画の変更が生じた際には、非正規職員へも「会議議事録」を通して共有を図っているが、伝え漏れもあったため、改善を考えている。より良い改善に期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの発達や生活状況については、個別様式で細かく記録しており、身体拘束も「していない」の一言ではなく、手で行動を制限した場合も拘束として丁寧に記載されている。職員が自身の関わりを具体的に振り返ることができ、人権に配慮した支援の実践につながっている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 子どもに関する記録は施錠できるロッカーで管理され、施設外への持ち出しやUSBメモリ等の使用も禁止されている。個人情報の取扱い規程も整備されているが、施設として漏えい時の具体的な対応方法の整理が不十分である点が懸念される。保護者へは、「重要事項説明書」で適切に説明している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「全体的な計画」は、「おひさま年間療育内容表」として、年齢別ではなく支援項目別に年間の基本的な計画を作成し、個別支援計画へ反映させている。今後は、「児童憲章」や児童の権利、「児童福祉法」等、職員が常に意識したい基礎的な条約・法令も「おひさま年間療育内容表」に記載し、職員間でより共有が進むことが望まれる。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 気温や湿度は、空調設備により適切に管理されている。玩具や活動内容については作業療法士と連携し、子どもの発達に応じた環境が整えられている。一方で、療育としての視点を大切にしつつも、子どもの興味や「やってみたい」という気持ちに合わせて、環境や時間を柔軟に調整できる場面が更に広がることで、より心地よく意欲を引き出す環境づくりにつながると期待される。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達や日々の様子は、「連絡帳」や口頭で丁寧に共有されている。集団活動では、子どもの気持ちを尊重し、参加しない選択も認めている点が特徴的である。親子クラスでは、日常的に相談しやすい環境が整えられている。単独クラスでも、週1回の親子登園日に情報共有や意見を聞く機会が確保されている。家庭と連携しながら、子ども一人ひとりに寄り添う姿勢がうかがえる。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 食事は、「楽しく食べる」ことを大切にされた支援が行われている。着替えや排泄についても、子どもの特性に応じて、どの順序や方法が適しているかを職員間で細かく共有している。保護者が過度に援助してしまう場面では、家庭での様子をイメージできるよう働きかけ、気づきにつなげている。保護者との信頼関係を基盤に、生活面の自立を丁寧に支えている。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもが安心できる環境づくりに取り組んでおり、職員の言葉かけも穏やかで優しく、強制的な対応は行われていない。一方、園外での活動が少なく、自然との関わりに物足りなさを感じる場面もある。親子クラスのお楽しみ会では、子どもたち自身が日頃好きな遊びを用意して楽しむことができ、主体的に過ごせる環境づくりが評価できる。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもたちの感情の表出を受け止め、丁寧に関わる姿勢が見られる。一人ひとりの特性に差があるため、すべての子どもの興味や関心を満たす探索活動の環境づくりは難しいとされる。室内の光や風、影での感動体験や園庭での虫探し・砂遊び等、子ども個々の特性に応じた対応を行える環境が、さらに整えられることが期待される。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a · b · c
<p><コメント> クラスは縦割りで構成されており、年齢ごとの集団としての環境設定や活動は難しいが、個々の特性に応じた環境づくりが工夫されている。友だちと関わるのが難しい特性のある子どもも、一人の存在として認められて受容されている。今後も、人と関わる楽しさや喜びを子どもたちに伝えられる支援が継続されることが期待される。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a · b · c
<p><コメント> 施設内は安全面や環境面に配慮され、日常の支援も個々の特性に合わせて工夫されている。子どもの主体性を大切に考えながらも、実際の生活は「人との折り合いをつける」ことや「集団生活のルールを知る」ことが就学に向けての着目点となってしまう。「安心」にプラスして、個々の思いが叶えられる保育方法を見つけ出していく今後に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p><コメント> クラス運営を優先せざるを得ない場面もある中で、1日の流れの中で子どもの気持ちを受容し、応答的に関わることの難しさを感じているという。時間の理解や切替えが苦手な子どもも含め、一人ひとりが自分らしいペースで心地よく過ごせるよう、柔軟な環境づくりがさらに進められることを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p><コメント> かつて行われていた交換研修はコロナ禍で中断しているものの、小学校特別支援学級の親子見学会を年に数回実施し、個別での体験入学や教育相談にもつなげている。小学校との引継ぎも丁寧に行われ、入学後のアフターフォローまで継続して支援している点は、保護者にとっても心強い。今後、交流や研修の機会が再び充実することも期待される。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」に沿って日々の体調把握が行われ、保護者ともケガや体調変化について情報を共有している。3歳以上の子どもの利用が多く、午睡時のSIDS（乳幼児突然死症候群）のチェックは実施していないが、職員自身もSIDSに関する知識不足を認識している。今後はSIDSに関する学びを深め、万が一に備えた訓練や保護者への情報提供にも取り組むことが望ましい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p><コメント> 健康診断は年3回、歯科健診は2回行われ、結果は文書で保護者へ伝達されている。再度の受診が必要な場合には、適切に受診を促す等の連携も図られている。事業所では2歳児以上から歯磨きを行い、手順表を掲示して正しい歯磨き習慣の定着を図っている。一方で、歯科健診等の結果を日々の支援計画に反映させる取組みは十分ではなく、今後改善に向けての検討が望まれる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a · b · c
<p><コメント> アレルギー対応は適切に行われ、これまで誤食は1度もなく、安全性への意識が高く保たれている。食事の際には机を分ける、トレーの色を変える等の視覚的にも分かりやすい工夫がされている。一方で、職員自身がアレルギーに関する知識不足を認識している。今後は、研修等を通して理解を深め、より安心できる対応体制が整えられることを期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a ・ b ・ c
<コメント> 管理栄養士が献立を作成し、各クラスの喫食状況も実際に確認して献立に反映させている。食材への抵抗がある子どもには、初めから混ぜた料理ではなく、見て触れて確認し、自分で混ぜ合わせて食べられるよう工夫している。季節の食材を取り入れたり、アレルギー対応児も食べられるケーキを用意する等の配慮もあり、「食べることを楽しむ」姿勢が大切にされている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① a ・ b ・ c
<コメント> 保護者向けに年1回の嗜好調査のアンケートを実施し、子どもの食の状況を把握して献立に反映させている。毎月の会議には栄養士も参加し、各クラスの喫食状況を共有し、子ども一人ひとりに合わせた食材の大きさや調理形態の工夫を行っている。給食室の衛生管理もマニュアルに沿って適切に実施されており、安心して食事ができる環境づくりに努めている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① a ・ b ・ c
<コメント> 毎日15時から17時まで一室を開放し、親子で気軽に利用できる環境が整えられている。主に毎日通園の保護者が情報交換の場として活用しており、交流の機会となっている。月1回はボランティアグループ「あいあい」による「おもちゃ図書館」が開催され、玩具の貸出しや遊び場の提供が行われている。ボランティアによる玩具の修理も実施され、地域との温かな連携が感じられる。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① a ・ b ・ c
<コメント> 保護者との連絡はアプリや「連絡帳」を活用して日々丁寧に行われ、いつでも気軽に相談できるよう、信頼関係の構築に努めている。保護者から寄せられた相談内容は随時記録され、職員間で共有する体制が整っており、子ども中心の一貫した支援につながっている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① a ・ b ・ c
<コメント> 虐待防止研修を年1回実施し、職員が常に最新の知識を持って対応できるよう努めている。少しでも疑問を感じるケースがあれば、迷わず通報する姿勢が徹底され、家庭で虐待が疑われる場合にはマニュアルに基づいて適切な対応が取られている。子どもの安全を最優先とした、確かな体制が維持されている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① a ・ b ・ c
<コメント> 毎日の療育を振り返り、気づきを次の日の支援に生かす取組みが継続的に行われている。事業所としても年1回の自己評価を実施し、その結果を職員間で共有して改善へつなげている。さらに職員一人ひとりが自己評価を行い、スキルアップ計画を立てることで自己研鑽に励んでおり、質の向上を目指す姿勢がうかがえる。		